

令和5年度

# 七飯町教育行政方針

七飯町教育委員会



## I はじめに

令和5年第1回七飯町議会定例会の開会にあたり、本年度の七飯町教育行政方針の概要について申し上げます。

今年も、教育大綱として策定した教育振興基本計画（令和3年度～7年度）に基づき、誰一人取り残さない持続可能な教育行政を推進してまいります。

学校教育にあっては、すべての子どもたちに夢をもつことの大切さを育む教育を、さらにその夢を実現できる力を身に付けさせる教育を目指します。

生涯教育にあっては「夢があるからこそ人は努力する、夢をもつことが今を楽しく生きるための第一歩である」を基本に、年齢に関わらず夢と希望を抱き続けられる教育を推進します。

また、地元卒業生の入学者数の拡大、定員確保を図るため、行政担当部局と連携はもとより、在校生の意見も参考にしながら七飯高校の魅力化アップの取組を引き続き検討します。

一方、大変厳しい財政状況の中、大型事業への着手も予定しており、事務事業、施設管理の見直しは必須の課題です。子どもたちや町民への影響に配慮しながら見直しを行ってまいります。

また、経費削減のため、本年度から所管施設照明器具のLED化を順次進めてまいります。

## Ⅱ 教育基本方針

教育は、豊かな人間性と創造性を備え、社会の発展に貢献する人間を育成するという「人づくり」の使命を担うものであります。

新型コロナウイルス感染症対策を引き続き行いながら、本年度も学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、施設整備、地域色豊かな伝統・文化の継承や文化財の保護などの施策を実施してまいります。

## Ⅲ 令和5年度の主要施策

令和5年度において、七飯町教育委員会が教育振興基本計画に基づき取り組む主な施策について申し上げます。

### 第1 開かれた教育行政の推進

町民の信頼に応える教育行政を推進するため、七飯町総合教育会議との連携や教育委員会議の公開、情報発信、教育行政方針の点検・評価及び公表を行い、地域に根差し開かれた教育委員会を目指します。

### 第2 幼児教育の充実

幼児期の教育は、能力開発、身体育成、人格形成、情操と道徳

心の涵養にとって極めて大切です。教職員の資質向上はもとより、家庭から幼児教育施設、幼児教育施設から小学校への円滑な移行、家庭や地域、関係機関が一体となった幼児教育の推進に努めてまいります。

### 第3 学校教育の充実

新たな感染症の流行や自然災害など不測の事態に直面しても、児童生徒の学びが保障できる教育環境の実現を目指します。

持続可能な特別活動として見直しを図った学校行事等について、教育活動としての意義を学校・地域が共有し、地域ぐるみで児童生徒の成長を支援します。

#### (1) 学校経営の充実

校長のリーダーシップのもと教育課題解決のため、全教職員の創意が発揮できる協働体制の確立に努めます。教員の減少に伴い校内で各教科等の研修を深めることが難しくなっており、渡島教育局や渡島教育研究所、七飯町教育研究所と連携し、教職員の資質向上や学校経営の改善等に努めます。

働き方改革を進め、教職員にとって働き甲斐のある学校を目指すには、地域や保護者の理解と協力が不可欠です。中学校区単位でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進します。

## （２）基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実

児童生徒の育ちと９年間の学びの連続性を大切にしながら、各学校の重点教育目標達成に向けた特色ある教育課程を編成・実施します。

学習支援員を継続して配置し、児童生徒一人一人の学習状況に応じたきめ細かな学習指導を行い、全ての児童生徒に基礎・基本の確実な定着と活用する力を育て、誰一人取り残さない教育を目指します。

また、学力向上には、家庭での学習習慣の確立が不可欠なため、引き続き各家庭にリーフレット「七飯町家庭学習の手引き」の積極的な活用を促します。

## （３）道徳教育の充実

実社会や実生活との関わりを考える中で、命を大切にする心や規範意識を育成します。

また、ボランティア活動や体験的な活動を推進し、自発的な福祉活動や地域に根差した活動を通して豊かな人間性を育てます。

## （４）いじめ対策等の充実

「いじめ」は絶対に許されないことです。一方、学校に携わるすべての関係者が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という意識を常に持ち続け、いじめの未然防止、早期発見に努めます。

万が一いじめが発生した時には、いじめを受けた児童生徒の対

応に万全を期すとともに、いじめを行った児童生徒には毅然とした指導を行い、いじめを受けた児童生徒の立場に立った解決を図ります。

「七飯町いじめ防止基本方針」について、昨年度改定された「北海道いじめ防止基本方針」に合わせて見直しを行うとともに、本年度も7月を「いじめ根絶月間」と定め、児童生徒から標語を募集し、いじめ防止等に関する啓発を行います。

また、児童生徒に対する虐待の早期発見、早期対応を図るため、関係機関との連携を一層深めます。

#### (5) 生徒指導の充実

不登校対策等については、学校教育指導主事、教育支援センター「レインボー」指導員等が一体となって学校と連携し「レインボー」への通級や各中学校に配置しているスクールカウンセラーの活用など、総合的なサポート体制の充実を図ります。

また、家庭環境等に課題がある場合は、町長部局と連携をとり対応します。

校外生活における児童生徒の安全安心を確保するため「七飯町生徒指導推進連絡協議会」の活動を支援するほか、定期巡回や子ども110番の家の拡充等に努めます。

#### (6) 学校体育と学校保健指導の充実

七飯町の児童生徒の体力・運動能力は、低い傾向にあり、引き続き生活習慣の改善と併せて、学校体育の充実、生涯スポーツの

基礎づくりを進め、健康な身体づくりを推進します。

また、心の教育、性教育、食育、がん教育等の推進を図り、児童生徒の健康意識の向上に努めます。

#### (7) 特別支援教育の充実

特別支援教育支援員を引き続き各学校に配置し、児童生徒一人一人の多様な個性を引き出すため、個々の実態や教育的ニーズに応じる適切で一貫した特別支援教育の充実を図ります。また、幼稚園等や町立学校における校種間の円滑な連携・接続のため、教育支援委員会で適正就学に向けた相談・指導の充実を図ります。

#### (8) 環境教育の充実

七飯町は、ラムサール条約登録湿地のある大沼国定公園や赤松街道など豊かな自然環境に恵まれていることから、それぞれの地域の特性等を踏まえた環境教育の充実を図ります。

#### (9) 国際理解教育の充実

国際社会の一員として信頼され活躍する人材を育成するため、異文化理解に必要な交流活動等への積極的な参加を推進します。

また、語学教育ではチームティーチングによる英語教育の充実を図ります。

さらに、小中高等学校の教職員で組織する「七飯町小中高英語教育連携協議会」を継続して支援し、小学校外国語活動・外国語科の充実や中高連携の強化を図ります。

## (10) 防災・安全対策の充実

施設、設備、通学路の安全点検等、教職員全体で安全な学校づくりに継続的に取り組みます。

突発的に発生する事件・事故・自然災害等に対処するため「危機管理共通マニュアル」を常に見直すとともに、実践的な防災・安全対策を推進します。

地域における見守り活動、子ども110番の家、不審者情報ネットワーク、コミュニティ・スクール等を活用し、地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図ります。

## (11) 食育の推進

児童生徒が食の大切さを学び、望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育を計画的に推進します。ふるさと教育や地域経済の活性化を図るうえからも、町費による地元産食材を使用した安全安心な給食を推進します。

給食費については、徴収率の向上を図り、学校給食費会計の安定化を図ります。

## (12) 教育環境の整備・充実

### ① 教育施設の整備について

教育施設の安全性、快適性の確保のため、学校と連携を密にし、早い段階での維持補修に努め、長寿命化を図ります。

本年度は、七飯中学校の長寿命化改修に向け、基本設計・実施設計を進めます。

② 学校備品の整備・充実

学習環境の整備充実を図るため、本年度も計画的に教材備品、情報機器の整備を推進します。

③ 奨学金の利用促進

奨学金利用者の負担の軽減、若年層の七飯町への定住移住を促進するため、新設した「奨学金等償還支援事業」の積極的な利用を推進します。

④ 学校事務職員の共同事務室化について

学校事務職員の業務の効率化を図るため、新設した共同学校事務室の機能的な運用を目指します。

⑤ 小中学校図書室の地域への開放について

「地域とともにある学校」を目指し、引き続き学校図書室の地域開放を推進します。

⑥ ICTを活用した教育の促進について

高度な情報化時代の到来にあたり、七飯町ICT教育推進委員会等との連携により、教育におけるICT活用の充実を推進します。

⑦ 学用品の購入に対する助成について

子育て世帯を支援するため、小学校への新入学時に購入が必

要な教材等の学用品について、負担軽減を図ります。

## 第4 生涯学習の推進

第4次七飯町社会教育中期計画（令和3年度～令和7年度）に基づき、引き続き町民一人一人が地域の自然や歴史・文化に親しみながら、生涯にわたり学び続けることのできる生涯学習推進体制を確立します。

子どもたちの健やかな成長のために、家庭や地域が一体となって健全育成に取り組むことができるよう、地域の教育力の向上に努めます。

また、郷土の発展に欠かせないふるさと教育の充実、文化意識の向上と文化財の保護・活用など、文化施策を積極的に推進します。

### （1）生涯学習

老朽化が目立つ社会教育施設については、生涯学習の推進と利用者の安全を確保するうえからも計画的な改修と効率的な整備を図ります。

特に長年の懸案であった図書館については、庁内外に検討委員会を設置し、基本構想・基本計画の策定に着手します。

老人大学については、高齢者が生き甲斐をもって参加したいと思える生涯学習の場として、自治会と連携しニーズに合わせた講座内容等について検討します。

なお、大中山老人大学は、本年度開講30周年を迎えることから、記念事業を実施します。

## (2) 青少年の健全育成

七飯町が、力強く発展していくためには青少年の健全育成が不可欠です。体験・交流活動、社会活動等への参加を促し、郷土を愛し、明日の七飯町を担う心豊かで、心身ともにたくましい青少年を育成します。

また、子どもの安全安心な居場所づくり、健全育成を推進するため、子ども会活動やPTA活動の支援、子どもの社会性や人間性を育むための文化体験など青少年育成事業を推進します。

## (3) 家庭と地域の教育力の向上

家庭教育は、子どもの基本的な生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを身に付けるうえで大変重要な役割を果たします。

家庭、地域、学校の連携を強化し、子育て環境を充実するとともに、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進し、子どもの健全育成と地域社会の連携強化を目指します。

## (4) ふるさと教育の推進

昨年度実施した「夢のあるまち 七飯町」プロジェクトで提案された内容は、いずれも子どもたちが七飯町に誇りを持ち、希望

を抱いて暮らすために必要な「夢」に満ち溢れていました。今後のまちのあり方の参考にするとともに、子どもたちが七飯町を知るための学びとしても活用できることから、本年度も継続して実施します。

#### (5) 文化・芸術の振興

芸術文化、生活文化、伝統文化など各分野の振興を図るため、各種文化芸術団体等への支援を通じて創作活動を奨励します。また、文化芸術活動に対する助成制度などを活用し、幅広く町民を対象とした芸術鑑賞の拡充や提供に努めます。

#### (6) 文化財の保護・管理の推進

文化財は、風土や自然、そして、そこに住む人々の営みの中で育まれ、長い歴史の中で守り伝えられてきた町民の貴重な財産です。保存整備と積極的な活用を図ります。

埋蔵文化財のほか民俗資料の展示施設として位置づけている七飯町歴史館において、多角的な視点からの企画展、講座等を開催し、地域の歴史や文化に触れる機会を提供します。

#### (7) 生涯スポーツの推進

いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツに親しみ、楽しめるよう環境整備に努めます。

老朽化が目立つ七飯町スポーツセンター及び町民プールについては、庁内外に検討委員会を設置し、基本構想・基本計画の策定

に着手します。また、東大沼多目的グラウンド（トルナーレ）の維持管理について、民間委託を進めます。

子どもたちのスポーツ離れを防止し、体力向上を目指すため、初心者向けスポーツ教室や競技会などを開催し、運動の習慣化を図ります。本年度、第70回目となる大沼湖畔駅伝競走大会については、1チーム4名の団体戦から1チーム2名のペア駅伝に競技方法を改め実施します。

プロチームや実業団のスポーツ合宿誘致を積極的に進めるとともに、チームや選手によるスポーツ教室の開催など、スポーツへの興味関心を高めます。

#### IV むすび

以上、令和5年度の教育行政方針について申し上げました。

無限の可能性を秘めた七飯町の子どもたちは、郷土の明日を担うかけがえのない存在です。

七飯町教育委員会としては、厳しい財政状況にあっても知恵と工夫と創造で、子どもたちが夢に向かって邁進し、健やかに成長できるよう教育環境の充実に努めてまいります。

また、町民一人一人が夢と希望をもって健康で生き生きとした人生を送ることができるよう、文化に親しみスポーツを楽しむための生涯学習の環境づくりに取り組んでまいります。

七飯町議会の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を心から

お願い申し上げます、新年度の教育行政方針といたします。